

令和8年1月25日

株式会社FJネクスト  
代表取締役 肥田 幸春 殿  
三信住建株式会社  
代表取締役 信田 博幸 殿

## 調停・告訴・事業判断に関する住民の見解

近隣住民



前略

以下、近隣住民としての最終的な意思および見解を、明確にお伝えします。

1. **本件調停から逃げることなく、誠実に応じることを強く求めます。**  
過去に貴社関係者から「調停に応じた経験がある」との発言があったことを、住民は記憶しています。  
本件においても、誠実に応じることを求めます。
2. **住民代表に対して行われた告訴については、事実関係に明確な誤認が含まれていると住民は認識しています。**  
このような状態での告訴の維持は、問題解決に資するものではなく、紛争を不必要に拡大させるおそれがあります。  
よって、**事実関係を精査した上で、速やかに告訴を取り下げを強く求めます。**
3. **これ以上、説明拒否や一方的対応により住民側の精神的負担が増大する場合には、住民が被った精神的苦痛について、法的手段を含めた対応を検討せざるを得ません。**  
これは脅迫ではなく、現在までに積み重なった経緯を踏まえた、やむを得ない検討であることを付言します。

4. 本マンション計画については、
- ・配棟変更を行わなかった判断
  - ・土地履歴および土壌汚染調査への対応
  - ・近隣住民に対する説明責任の履行状況
- これらを総合的に考慮した結果、事業遂行能力およびリスク管理体制に重大な疑問があると住民は判断しています。
5. 土壌汚染の整理や説明が十分でないまま販売活動を進めることには、関係法令との整合性の観点からも慎重な判断が求められます。
- 現状を直視せず事業を継続すれば、結果として関係者全体の損失を拡大させかねません。
- 事業撤退を含めた現実的かつ合理的な判断を行うべき段階に来ていると、住民は考えています。

以上は、近隣住民の率直かつ真摯な意見表明です。  
感情論ではなく、事実経過と現在の対応状況を踏まえたものであることを、改めて申し添えます。

以上

注)本書簡は、個人情報保護をうえて、「青空を渡さない会」のホームページに掲載します。

貴社から何らかの弁明書が送付された際も、同様の扱いとします。